

放置自転車発見者

所沢警察署（☎04-2996-0110）または最寄りの交番に通報し、自転車の色、防犯登録番号、車体番号、放置された時期等を伝える。

警察

放置場所で自転車を調査し、被害届の有無を確認する。被害届が出ていた場合は警察から自転車所有者に連絡する。

- ・ 放置場所が道路、駅前広場、公園で被害届が出ていない⇒ア
- ・ 放置場所が私有地、私道、マンション敷地内、駐車場等で被害届が出ていない⇒イ

ア 道路（国道、県道、市道等）、駅前広場、公園

- ① 警察が放置自転車に黄色の「放置自転車 市役所確認済み」札を貼付する。
- ② 警察が防犯交通安全課に、回収を依頼する。
- ③ 放置禁止区域外の場合は、7日間の警告期間を設けることから、7日を経過後に回収（概ね1～2週間かかる）する。
なお、放置禁止区域内の場合は、直近の回収日に回収する
※札が外された場合や、通報時と場所が変わっていた場合は、回収できません。再度、警察に通報してください

イ 私有地、私道、マンション敷地内、駐車場等

私有地や私道に放置されている自転車は、法律・条例により市で回収できません。土地の管理者が自転車に「〇月〇日までに移動しない場合は処分します」等を貼付し、警告期間を経過しても移動しない場合は、管理者が処分するのが一般的です。

この方法は、あくまで土地管理者の権限で行うもので、処分によって生じたトラブルに対しての責任は市では負いません。

【処分先の一例】

① クリーンセンターへ自己搬入

◆ 東部クリーンセンター（日比田 895-1 / ☎04-2998-5300）

◆ 西部クリーンセンター（林 1-320-1 / ☎04-2948-3141）

受入可能時間

月～金曜（祝日・振替休日でも実施）：午前8時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時

毎月第1土曜日（1月のみ第2土曜日）：午前8時30分～正午

費用 総重量が50kg以下は無料

② 粗大ごみの収集を依頼

粗大ごみ受付センター（☎04-2951-1153）に申し込み、市内コンビニエンスストア、まちづくりセンター、市役所5階資源循環推進課で「所沢市粗大ごみ処理手数料納付券」を購入する。

手数料の目安 自転車1台1,000円